

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 12 日（火）午前 8 時 51 分～午前 9 時 40 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長  
総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 環境部長  
都市建設部長 議会事務局長 教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 子ども家庭部長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1「旧狛江第四小学校跡地利用に係る土地利用方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 旧狛江第四小学校跡地利用に係る土地利用方針（案）について、説明します。旧狛江第四小学校跡地の利活用に当たり、整備する施設等の配置や規模等について具体的な検討を行うための方針として、「旧狛江第四小学校跡地利用に係る土地利用方針（案）」として取りまとめました。今回策定する旧狛江第四小学校跡地利用に係る土地利用方針は、市内で貴重なオープンスペースである旧狛江第四小学校跡地の利活用について、西和泉体育館及び西和泉グラウンドの現在の利用状況、多摩川住宅地区人口増加による影響及び課題との調整等を基に市の施策の中で総合的に検討し、市として必要な機能や規模のほか、整備に向けた考え方を示すものです。資料を御覧ください。1～6 ページに旧狛江第四小学校跡地の現状、本方針策定の背景と目的、都市計画による制限等、関連計画等での旧狛江第四小学校跡地の位置付け等を記載しています。7～9 ページに市全体及び多摩川住宅地区二号棟建替えによる人口推計を記載しています。多摩川住宅二号棟建替えによる人口増加の見込みについては、現在 522 戸のところ、建替え後の計画予定戸数は 1,217 戸となっており、子育て世帯のファミリー層が多く入居することが想定され、新規入居者の年齢構成をグラウンドメゾン狛江の年齢構成比から試算し、0～5 歳の未就学児の割合が非常に高くなることを想定しています。10～17 ページに現状と課題を記載しています。市民のスポーツニーズや、避難所・災害時集合場所としての現在の利用状況から、同規模の体育館、グラウンドの確保が必要です。また、多摩川住宅二号棟建替えによる人口増加の見込みに基づき、保育園、小学校、学童クラブ、中学校への影響について推計しました。保育園への影響ですが、就学前児童数は、令和 5 年度以降も減少する見込み

となっており、多摩川住宅二号棟建替後の新規入居者の就学前児童数を加えても、令和5年度と比較し令和12年度及び17年度の児童数は減少しています。しかしながら、令和12年度の0・1歳は増加する見込みであり、保育園入所見込数においても現在、待機児がいる0～2歳では若干増加する見込みです。その一方で、4・5歳の入所申込見込数は大きく減少する見込みです。保育園は、居住地に限定することなく、全市的な対応となるため、現状の保育施設数を維持するとともに、受入定員枠の変更や定員の弾力化等により受入れが可能と考えられます。次に小学校への影響ですが、教育人口等推計調査を基に推計した児童数に多摩川住宅二号棟の建替えによる和泉小学校への入学見込み者数を加えた児童数は、令和5年度と比較すると、令和17年度では270人増加が見込まれ、学級数に換算すると令和5年度で18学級のところで、17年度は25学級になると見込まれます。現在の和泉小学校の施設では、学童クラブ及び放課後子ども教室で使用している増築棟を普通教室に転用した場合には26学級までは対応することができます。学童クラブへの影響ですが、多摩川住宅二号棟建替えの影響を踏まえた和泉小学校の児童数から入所見込数を算出すると、令和17年度では60人程度の受入枠が不足する見込みですが、今後共働き世帯等が増加した場合には更なる不足が見込まれます。中学校への影響ですが、小学校と同様の試算をした場合、令和22年度では生徒数が128人増加、学級数は4学級増加が見込まれます。見込みどおり4学級増加した場合には、特別活動室等を普通教室に転用する等の対応が必要になる可能性があります。

なお、この推計は、多摩川住宅二号棟竣工後、一斉に全住戸に入居された場合の想定であり、段階的な入居になる場合にはここまでの影響は出ないものと考えられます。19～25ページにかけて、土地利用方針を記載しています。旧狛江第四小学校跡地の現状と課題、関連計画等を踏まえ、土地利用方針は、「①人生100年時代に向けて、スポーツ・健康づくりの場として利用できるように」、「②多世代が地域で共生して暮らせるように」、「③民間活力の導入による付加価値の創出」とします。「①人生100年時代に向けて、スポーツ・健康づくりの場として利用できるように」では、現在の利用状況や市内での代替施設やスペースがないことを勘案し、現在と同程度の体育施設機能を維持することとし、併せて地域防災計画にある震災時における地域の防災機能として、避難所及び災害時集合場所を確保するとともに地域住民が多目的に利用することができる体育施設となるようにします。その一つとして、以前より要望があった室内温水プールを整備します。室内温水プールについては、一般開放のほか、高齢者の健康増進教室、児童の水泳教室等の事業実施を想定しています。「②多世代が地域で共生して暮らせるように」では、多

摩川住宅ニ号棟の建替えによる子育て世帯の入居により、和泉小学校の児童数が大幅に増加することが見込まれますが、それに伴う学童クラブの需要も増える見込みであるため、学校敷地内等で学童クラブスペースを確保することを前提とした上で、旧狛江第四小学校跡地にも放課後児童対策として子どもたちが地域で安心して過ごせる居場所を確保します。しかしながら、将来的な少子化により一時的な対応となることも見込まれるため、将来的には他用途に転用することも想定します。また、多摩川住宅は市内でも高齢者の多い地域になります。高齢者が地域で安心して暮らせるよう、在宅生活の安心を確保するため、近隣に設置しているこまほっとシルバー相談室を、旧狛江第四小学校跡地に移転することを検討します。「③民間活力の導入による付加価値の創出」では、公共公益地区として必要とする公共機能を配置した後、更に活用ができる余剰スペースについては、民間事業者の参入機会を作り、施設利用者や地域に対する利便性や快適性を高めるような付加価値を創出することを検討します。その他、利用方針を踏まえ、必要とする公共機能及び想定する規模、施設の配置イメージ、余剰スペースを確保する場合の想定を記載しています。26 ページは、事業手法等を記載しています。事業手法は、民間活力を導入した手法（官民連携）の実現可能性も含めた検討を行った上で、事業手法を決定し、環境に配慮した施設づくりを行います。また、既存施設について、サウンディング調査での意見交換で、跡地利用の施設整備を官民連携により実施する場合、解体工事を事業に含めることは難しいとの意見が多数であったことから、解体工事は市が実施することとします。今後の旧狛江第四小学校跡地利用の進め方として、本土地利用方針を基に、令和6年度に検討委員会を設置し、具体的な整備内容を検討するとともに、民間活力も含めた、より最適な整備手法の検討や、より質の高いサービスを効率的に提供できるよう整備後の運営方法等も含めた基本計画を策定します。その後、基本計画に示した整備手法に応じて必要な手続きを行うことと並行して旧狛江第四小学校跡地に整備する機能に合わせて、用途地域の変更等の地区計画変更の手続きを進めるとともに、それと並行して設計等を進め、概ね令和10年度に施設整備を行う予定としています。今後のスケジュールについては、意見等があれば3月19日午後5時までに政策室へお願いします。その後、3月26日庁議において、再度審議いただき確定したいと考えています。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 副市長 令和6年度の検討委員会はどのような委員構成となる予定ですか。
- 部長 有識者や市民委員等を含んだ構成となる予定です。
- 市長 総合体育館との差別化を図り、魅力的な施設にしていくことや収益のあげ

られる施設となる必要があると考えています。10年後を見据えて、市の魅力が向上するよう、周辺地域への波及効果も勘案し、戦略的に施設の活用方法を検討していきたいと思います。続いて、審議事項2「令和6年度こまえ応援寄附金使途テーマ（案）について」の説明をお願いします。

部 長 令和5年度からのテーマで、テーマ名のみ変更があったものが、子ども家庭部、教育部の2部、事業内容としては同一で、テーマ名と使途の説明を改めたものが市民生活部と環境部の2部、新規で提案されたテーマが、総務部、福祉保健部、都市建設部の3部です。今回の募集では、寄附者に対して、より使途についてイメージをしやすくなるように「分かりやすく、堅苦しくないキャッチーなテーマ」とするよう各部に依頼したところです。提案いただいたテーマは、テーマ名だけでどのような事業か直感的に理解できるものや、逆に初見では何のことか分からないが興味を惹いて使途の説明まで読んでしまうテーマ、令和5年度から引き続いた堅実なテーマとしたもの等、どのテーマも各部で柔軟性のある検討をいただいたものと考えています。令和6年度は資料のとおり7つのテーマに「その他」と「使い道の指定なし」の全9項目をこまえ応援寄附金使途の指定先にしたいと考えています。

市 長 本件について、質問等がありますか。

副市長 使途がバラバラな印象があります。全国の自治体と比較したときに、応援したいと思えるようなテーマとする必要があるのではないのでしょうか。

部 長 再度持ち帰り調整します。各部にも確認いただき、修正等があれば3月15日正午までに連絡をお願いします。

市 長 他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項3「狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（案）及び狛江市第1次再犯防止推進計画（案）について」の説明をお願いします。

部 長 1月4日から2月2日まで実施したパブリックコメント及び1月14及び15日に実施した市民説明会でいただいた意見を反映し、改めて各委員会で審議いただき、3月8日に市民福祉推進委員会委員長より狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（最終答申）として、再犯防止推進計画策定検討委員会委員長より狛江市第1次再犯防止推進計画（最終答申）として、それぞれ市長へ答申をいただきました。これらの最終答申を踏まえ、「狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（案）」及び「狛江市第1次再犯防止推進計画（案）」を作成しました。主な変更点は資料を御覧ください。各計画（案）について、各部で確認いただき、修正や意見等があれば3月19日までに福祉政策課へお知らせください。

市 長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「会計年度任用職員制度の見直しについて」を報告して

ください。

部 長

会計年度任用職員制度の見直しについて、この度職員組合との妥結に至りました。まず、見直しの目的ですが、令和2年度の会計年度任用職員制度導入から約4年が経過する中、市民生活においては新型コロナウイルス感染症を踏まえて社会は目まぐるしく変化しており、また、経済面においては、物価高騰に賃金の上昇が追い付かず、労働者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、非正規労働者においては、特に顕著なものとなっています。当市の会計年度任用職員は各職場において、正規職員のサポート的役割を担ったり、あるいは資格や専門性を生かして活躍する等、当市の行政運営において不可欠な存在となっていることから、会計年度任用職員の更なる処遇改善や制度の見直しにより組織力の強化を図るものです。具体的な見直し内容については「2 結論」とおりです。まず、公募によらない更新回数の上限についてです。当市においては、安心して長く働いていただけるよう、また、市としても労働力の安定的な確保を目的に、これまで任用期間の更新回数の上限を定めずに制度運用を行ってきたところですが、しかしながら、国からは従前より、会計年度任用職員の任用に当たっては、雇用機会均等、平等取扱いの観点からできる限り広く公募することが望ましく、同一の者の更新は、連続2回を限度とするよう努める等、適切な対応が求められているところであり、今回勤勉手当の支給や月例給の引上げによる待遇改善を図る機会を捉え、更新回数の上限を設定するものです。公募によらない更新回数は4回（勤続5年間）とし、国の求めの2回（3年間）よりも多く公募によらないで更新できることとします。また、それ以降の勤務の継続を希望する場合は、公募による試験選考の上、上位から採用するものとします。既に勤務している方については、これまでの勤務実績や能力等も踏まえた上で、選考を行うこととします。令和7年度末で会計年度任用職員としての勤続年数が5年以上となる職員を対象に実施予定です。

次に昇給についてです。現在の昇給制度は任用から3年目及び6年目の2回となっていますが、更新回数の上限設定の導入により6年目に行う2回目の昇給は無くなるため、昇給回数を3年目の1回とします。資料のとおり金額については、現状の職員に不利益が生じないように取り扱うものとし、令和6年4月から変更します。次に月例給についてです。物価高騰への対応や近隣自治体との均衡を図るため、令和5年10月の東京都人事委員会勧告による正規職員の給与改定内容を踏まえ、一部職種を除き平均6.78%の引上げ改定を行い、令和6年4月から変更します。最後に賞与についてです。地方自治法改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できることとなったため、当市においても従来の期末手当に加え、勤勉手当を新たに支給し

ます。支給月数は、財政的負担や業務の状況、また再任用制度との均衡、さらには賞与支給月数の基となる月例給引上げを前提としていることから、賞与として0.05月引上げ、2.45月数とします。勤勉手当の支給は令和6年10月からとなります。

なお、勤勉手当の支給に伴い、これまでの次年度の更新可否に係る評価に加え、期末勤勉手当支給月である4・10月の前にも評価を行うこととなるため、そちらについては令和6年度に整理し、改めて事務連絡にてお知らせします。

市長 その他ありますか。

部長 令和6年度日曜窓口の開庁予定についてです。令和6年度の日曜窓口の開庁日について報告します。通常月である5月から2月までの窓口開設については、月の最終週の日曜日の午前9時から午後1時までとし、繁忙期である4月と翌年の3月は月2回の開庁としています。令和6年度は、4月は14日と28日に開庁します。また、12月は最終週の日曜日が年末年始と重なり、その前の日曜日である12月22日が住基ネット、戸籍システムのメンテナンス日となることから15日に開庁し、令和7年の3月は第2週である9日と最終週である30日に開庁します。開庁窓口は、市民課・課税課・納税課・保険年金課・子ども政策課手当助成係（子ども若者政策課助成支援係）となります。日曜窓口の周知については、毎月1日号の広報こまえ及び市ホームページで周知しています。

副市長 日曜窓口の受付件数はどのような推移ですか。

部長 最多のときは1回につき200人程度でしたが、現在は120～130人程度となっています。コンビニ交付等、来庁せずに証明書等発行ができる取組等が進んだ影響によるものと思われませんが、来庁人数は減少傾向です。

副市長 窓口によっては、開庁しても来庁者の少ない窓口もあり、様々な取組が進んでいるため、経費削減や職員の働き方改革という観点からも、今後の窓口のあり方を検討してください。

市長 戸籍システム連携に伴い、他の自治体住民も戸籍証明書が取得できるようになりましたが、混雑状況はどうですか。

部長 3月1日から開始し、当初はアクセス集中によりシステムにつながらない等の混乱が生じており、即日発行は難しい状況でした。総務省からはシステム障害は解消したと言われていますが、接続に時間がかかり、システムを操作する時間帯をずらす等により、発行できるようになったという状況です。

市長 他自治体の証明書発行は、日曜窓口の際も対応可能なのですか。

部長 窓口開庁日であれば、対応可能です。

市長 他にありますか。

部 長 令和5年度環境表彰制度実施結果についてです。市内で顕著な環境保全活動を行う方を表彰する狛江市環境表彰制度について令和5年度の受賞者が決定し、3月7日に表彰状授与式を行いました。受賞者は、応募の中から、狛江市環境保全実施計画推進委員会による評点審査・審議で「優秀賞」を決定した後、優秀賞の中から最高賞となる「市長賞」を市長に決定いただきました。受賞枠は小学生以下を対象とした「キッズ部門」と中学生以上を対象とする「一般部門」からなり、応募は一般部門で2件、キッズ部門で2件でした。受賞結果と活動内容の概要を説明します。まず「キッズ部門」です。市長賞は、和泉小学校有志の6年生児童が学校で学んだSDGsの知識を活かし、フードバンクへの食品寄贈等を自主的に行う等により食品ロスを削減した取組となりました。また優秀賞は、緑野小学校とNPO法人ナナの家がナナの家で飼育しているポニーとの触れ合いの中で、給食の残菜をポニーの餌としながらポニーの糞を堆肥として協力農家に提供する等、食のサイクルを推進する取組となりました。次に「一般部門」です。市長賞は、狛江第三中学校が市や事業者と連携して高架下、狛江駅周辺の植栽の維持管理等を行う取組となり、優秀賞は、松原睦会が地域で継続して行う清掃活動となりました。受賞結果は、既にこまeco通信で周知していますが、今後、表彰式の様子と併せて市ホームページで公開していきます。

市 長 今回表彰されたものは、各団体で今後も継続して実施いただけるような素晴らしい取組だと思います。キッズ部門の緑野小学校は、残菜を使用している取組とありましたが、以前給食の生ごみ処理機を購入したと思いますが、もう使用していないのですか。

部 長 以前は使用していましたが、耐用年数が短く、そのまま堆肥になるわけではなく、手間がかかることから、現在は使用していません。現在残菜は加工業者に依頼し、家畜の餌として使用してもらっています。加工業者に運搬する際には、各学校で冷凍し、匂い等が出ない状態で運んでいる状況です。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月19日午後3時30分から開催します。